

資料3

關係省庁
配布資料

警察庁の取組

- 薬物乱用を未然に防止するための広報・啓発活動の充実
(施策番号33関連)
- 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止
(施策番号52関連)
- ストーカー加害者等に対するカウンセリング等(施策番号54関連)
- 暴力団からの離脱、社会復帰に向けた指導等(施策番号55関連)

主な取組

1. 暴力団離脱・薬物乱用防止等 【施策番号33、38、55】

- **暴力団からの離脱、社会復帰**
関係機関・団体と連携して、暴力団からの離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、構成員の離脱・就労、社会復帰等に必要な社会環境及びフォローアップ体制の充実に関する効果的な施策を推進している。
- **薬物乱用防止、薬物依存対策**
大麻乱用防止対策としてSNSを利用したターゲティング広告や動画配信サイトでのメッセージ動画の配信等を実施している。また、再乱用防止のためのパンフレットを作成し、薬物乱用者やその家族等へ配布している。

2. 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止 【施策番号52】

- 16歳未満の子供を被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪により服役していた者について、法務省から情報提供を受け、都道府県警察において、その所在確認を実施している。また、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている。

3. ストーカー加害者に対する指導等 【施策番号53、54】

- ストーカー事案をはじめとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、被害者等に接触しようとしているなどの問題行動等の情報を共有するなど、保護観察所との緊密かつ継続的な連携によって、こうした者の特異動向等を双方で迅速に把握することができるようにしている。
- ストーカー加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について精神科医等の助言を受け、加害者に治療・カウンセリングの受診を勧めるなど、地域の精神科医療機関等との連携を推進している。
- ストーカー規制法に基づく禁止命令等を受けた加害者全員を対象として、電話連絡や面談による近況等の把握を通じ、その都度、加害者の再犯性や報復のおそれの有無等についてのリスク評価を行うとともに、被害者に講ずべき保護措置の見直しを行うなど、被害者の安全の確保をより確実なものとするための取組を推進している。

4. 非行少年の状況に応じた立ち直り支援活動 【施策番号58】

- 非行少年を生まない社会づくりの一環として、問題を抱え非行に走る可能性がある少年に積極的に連絡し、地域の人々と連携した多様な活動機会の提供や居場所づくりのための取組等によってその立ち直りを図る「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進している。

総務省の取組

- 地方公共団体からの支援の確保(施策番号67関連)

地方公共団体は、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」に基づき、再犯防止等に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めるなどとされている。

国は、令和5年3月、「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月17日閣議決定）を策定し、再犯防止施策の更なる推進を図ることとしている。

再犯の防止等の推進に関する法律の概要

<基本理念>（第3条関係）

- 犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 犯罪をした者等が、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

<地方公共団体の責務>（第4条関係）

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域の状況に応じた施策を策定・実施

<連携、情報の提供等>（第5条関係）

- 国及び地方公共団体の相互の連携
- 国及び地方公共団体と民間団体等との緊密な連携協力の確保 等

<地方再犯防止推進計画>（第8条関係）

- 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努める

<基本的施策>（第24条関係）

- 国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ、基本的施策を講ずるよう努める

再犯防止施策の推進（協力依頼）

- 令和3年7月15日付けで、各都道府県知事、各市区町村長に対して、総務省地域力創造審議官、法務省保護局長の連名通知により、自治体職員から保護司適任者の推薦、保護司が自宅以外で面接できる場所の確保、保護司確保に協力した事業主に対する優遇措置（入札参加資格等における優遇）等について協力を依頼
- 令和6年5月、保護司が自宅で殺害された事案を受け、法務省において全国の保護司から不安等を聴取。令和6年7月12日付けで上記同様に連名通知を发出し、保護司が、コミュニティセンター、公民館等の身近な公共施設を自宅以外の面接場所として利用できるよう一層の協力を依頼

▶ **引き続き、保護司活動に対するご協力をお願いします！**

地方再犯防止推進計画の策定等について

- 再犯防止推進法に基づき、「第二次再犯防止推進計画」（計画期間R5～R9）を、令和5年3月17日に閣議決定
- 同計画では、国・都道府県・市区町村の役割分担の明確化と地方公共団体の取組への支援等が示されている。

▶ **地方再犯防止推進計画等※を策定するなど、再犯防止等の推進に向けた取組にご協力をお願いします！**

※47都道府県、968市区町村が策定済（R7.4法務省調べ）

総行政第36号
法務省保更第8号
令和8年1月30日

各都道府県知事 殿
各市区町村長 殿

総務省地域力創造審議官 恩 田 馨
(公印省略)

法務省保護局長 吉 川 崇
(公印省略)

更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の成立・公布を踏まえた保護司の活動に対する一層の御理解・御協力について（依頼）

平素から、各地域における保護司活動に対し格別の御理解・御協力をいただき、感謝申し上げます。

令和7年12月10日、「更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律」が公布されました。

同法律による保護司法の主な改正内容等は別添のとおりであり、保護司の適任者確保、活動環境の整備及び安全確保に関する国の責務を規定するとともに、地方公共団体による保護司・保護司会・保護司会連合会に対する協力規定を、いわゆる「できる規定」から努力義務規定に改めることとするなどの改正事項が盛り込まれており、公布の日から1年を超えない範囲内において施行することとされています。

保護司は、地域における再犯防止と犯罪予防を推進し、安全・安心な地域社会を実現する上で欠かすことのできない存在であり、国においてもその活動支援に一層取り組むこととしています。

地方公共団体におかれては、これまでも保護司活動に対し多大なる御支援をいただいていることに厚く御礼を申し上げますとともに、同法律の成立・公布を踏まえ、下記の支援の例を参考に、より一層の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

【地方公共団体の保護司活動に対する支援の例】

- ・更生保護サポートセンター^{注1}などの保護司の活動場所について、庁舎やコミュニティセンターなどの公的施設に入居させていただくこと

(注1) 更生保護サポートセンター

地域における更生保護活動の拠点として設置され、保護司が駐在して、保護観察対象者との面接、関係機関との会議、保護司会における研修などに活用されています。

- ・庁舎やコミュニティセンターなどの公的施設を保護司が保護観察対象者等と面接する場所として利用させていただくこと
- ・利用させていただいている面接場所について、働いている現役世代も含め、幅広い世代の保護司が活用しやすいよう、土日祝日や夜間も利用できるようにしていただくこと
- ・地方公共団体の広報誌等で保護司活動の紹介をしたり、地方公共団体の退職者セミナー等において、保護司活動の説明をする機会を設けたりするなどして、保護司の適任者確保のための広報に協力いただくこと
- ・地方公共団体の現役職員の中から、保護司の適任者を推薦いただくこと
- ・ボランティア休暇や職務専念義務の免除について、保護司活動を適用対象にさせていただくなどして、保護司である地方公共団体の職員が保護司活動に従事しやすい環境を整備いただくこと
- ・保護司・保護司会・保護司会連合会が行う周知啓発活動や学校と連携した非行防止教室などの地域活動について、活動場所を提供したりして支援いただくこと

(参考) 本法律による更生保護事業法及び更生保護法の改正により、地方公共団体による更生保護事業(更生保護施設^{注2}など)、更生保護に係る民間活動(更生保護女性会^{注3}、BBS会^{注4}などによる活動)に対する協力規定についても、同様に努力義務規定に改めることとされています。

(注2) 更生保護施設

刑務所などから釈放された人や保護観察を受けている人などのうち、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立更生することが難しい人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供したり、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行ったりして、円滑な社会復帰を支援する民間の施設です。

(注3) 更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

(注4) BBS会

非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、学び、楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。

文部科学省の取組

- 学校における適切な指導の実施等（施策番号43関連）
- 地域における非行の未然防止等のための支援
（施策番号44関連）
※配布資料なし

厚生労働省の取組

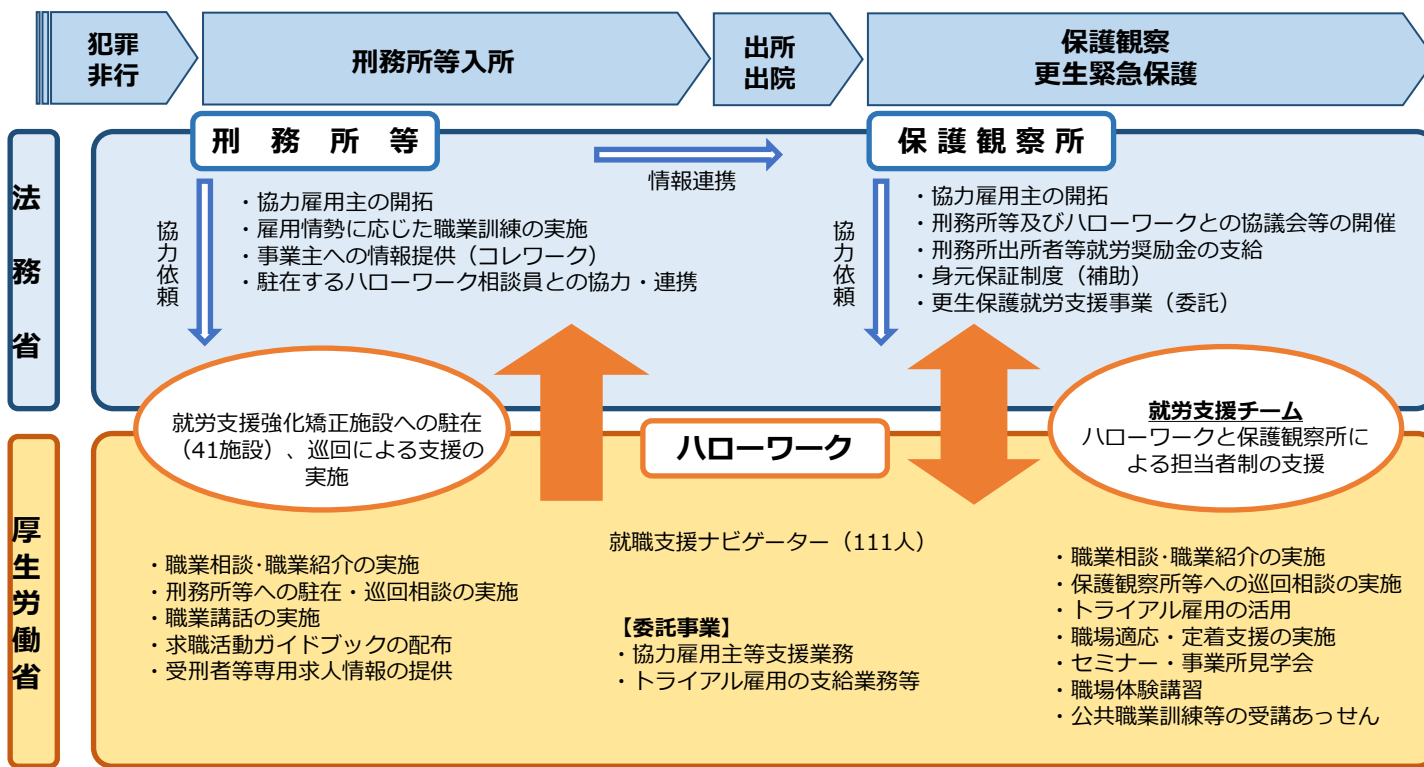
- 刑務所出所者等総合的就労支援対策を中心とした就労支援の充実
(施策番号7関連)
- 矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、
地方公共団体等の多機関連携の強化等
(施策番号28関連)
- 薬物依存の問題を抱える者等に対応する専門医療機関等の拡充及
びその円滑な利用の促進
(施策番号38関連)
- 自助グループ等の民間団体と共同した支援の強化
(施策番号39関連)
- 学校における適切な指導等の実施(施策番号43関連)
- 関係機関と連携したきめ細かな支援等(施策番号57関連)

※施策番号7関連以外配布資料なし

1 事業の目的

- 刑務所出所者等に対して、ハローワーク、刑務所等及び更生保護機関等が連携し、職業相談・紹介を行うとともに、協力雇用主等を対象とした求人開拓等の総合的な支援を行うことにより、その就労による自立を図る。
(平成18年度～)

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

【実施主体】
国
委託事業 (NPO等)

【事業実績】

- ・ 支援対象者数
 - 4年度: 6,219人
 - 5年度: 6,185人
 - 6年度: 6,370人
- ・ 就職率
 - 4年度: 48%
 - 5年度: 49%
 - 6年度: 54%
- ・ 刑務所出所者等専用求人数
 - 4年度: 28,122人
 - 5年度: 30,127人
 - 6年度: 31,642人

農林水産省の取組

- 協力雇用主の不安・負担の軽減（施策番号11関連）
※配布資料なし

国土交通省の取組

- 居住支援法人との連携の強化(施策番号22関連)
- 公営住宅への入居における特別な配慮(施策番号23関連)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）【改正：令和6年6月5日公布、令和7年10月1日施行】

一部厚生労働省との共管

経済的支援

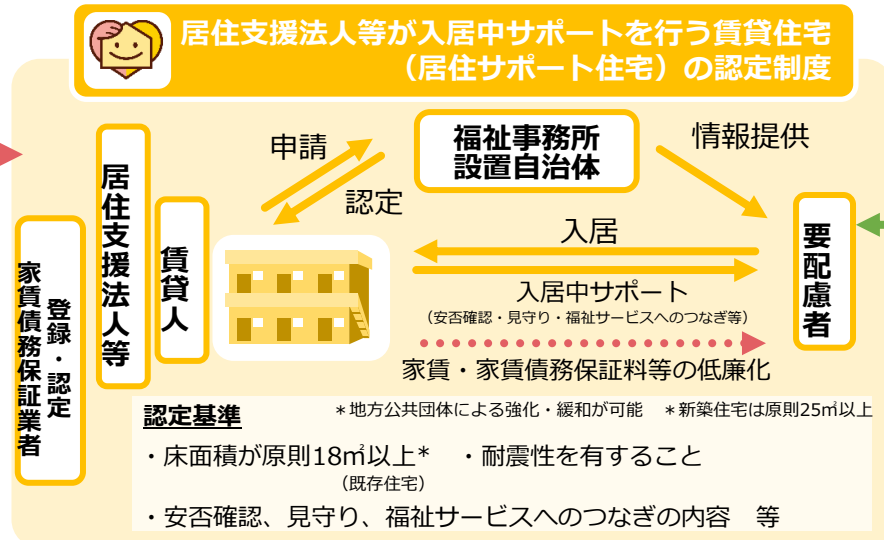
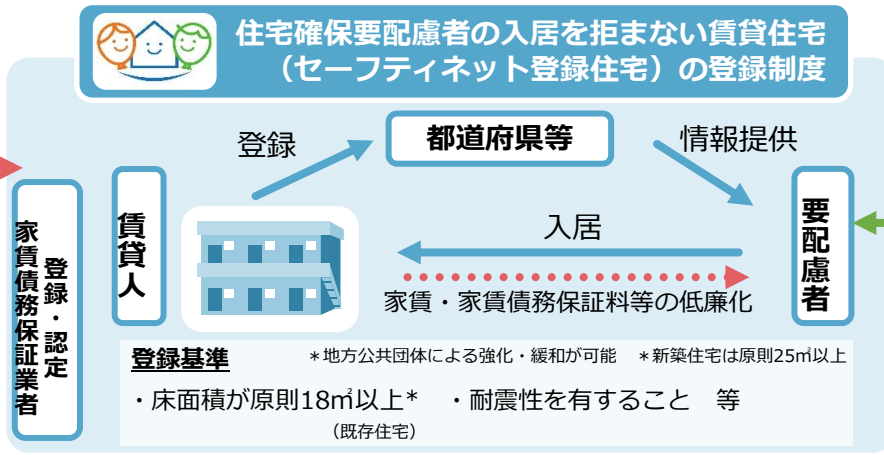
国と地方公共団体等による支援

【賃貸人等への支援】

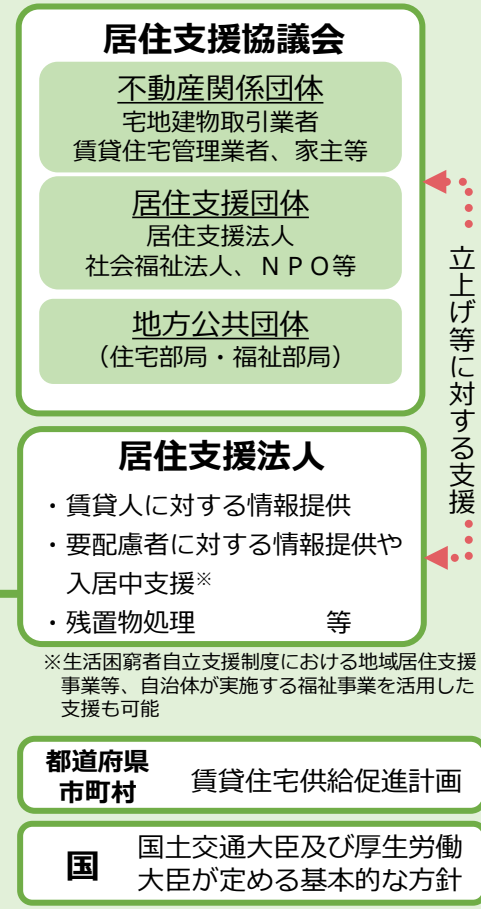
- 改修費補助
(国の直接補助あり)
- 改修費融資
(住宅金融支援機構)
- 家賃低廉化補助
- 住替え補助

【保証会社等への支援】

- 家賃債務保証料等低廉化補助
- 家賃債務保証保険
(住宅金融支援機構)



地域の居住支援体制の整備 (地方公共団体が設置する居住支援協議会の活用)



※セーフティネット登録住宅・居住サポート住宅の供給にあたっては、公営住宅等の公的賃貸住宅の活用も考えられる

- セーフティネット登録住宅 登録戸数：962,390戸
 - 居住支援法人の指定数：1,099法人
 - 居住支援協議会の設立：166協議会 (47都道府県128市区町村)
 - 家賃債務保証業者の登録：119者
 - 供給促進計画の策定：47都道府県21市町
- (R7年9月末時点)

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日公布・施行）〈議員立法〉

<第15条> 公営住宅への入居における犯罪をした者等への特別の配慮

※犯罪をした者等・・・犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者

再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定） 抜粋

Ⅱ 今後取り組んでいく施策_第2 就労・住居の確保等のための取組（推進法第12条、第14条、第15条、第16条、第21条関係）

2. 住居の確保等(2) 具体的施策_③ 地域社会における定住先の確保

ウ 公営住宅への入居における特別な配慮

国土交通省は、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する場合は、上記イの法務省による継続的支援が受けられることを踏まえ、保護観察対象者等が住居に困窮している状況や、地域の実情等に応じて、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討を行うよう、地方公共団体に要請する。また、矯正施設出所者については、通常、著しく所得の低い者として、公営住宅への優先入居の取扱いの対象に該当する旨を地方公共団体に周知・徹底する。

- 再犯防止推進計画の閣議決定を受け、各地方公共団体に対し、
 - ・法務省による継続的支援が受けられることを踏まえ、地域の実情に応じて保護観察者等の公営住宅への入居を困難としている要件緩和の検討
 - ・**矯正施設出所者については、通常「著しく所得の低い世帯」に該当**し、特に居住の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いが可能（公営住宅管理の適正な執行について）（平成17年12月26日付国住備第138号住宅局長通知）であることについて、通知。

※『「再犯防止等の推進に関する法律」に基づく犯罪をした者等の公営住宅への入居について』（平成29年12月15日付国住備第120号住宅局長通知）

○公営住宅の入居者の募集方法については、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に困窮度が高い者について、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により、入居者の募集・選考において優先的に取り扱うこと（優先入居）が可能。

【平成25年6月27日付国住備第57号住宅総合整備課長通知】

（1）優先入居の対象世帯

現在の社会経済情勢に照らし、特に居住の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いを行うことが適当と考えられる世帯

- ①高齢者世帯 / ②障害者世帯 / ③著しく所得の低い世帯 /
- ④子育て世帯 / ⑤若者夫婦世帯 / ⑥DV被害者世帯 /
- ⑦犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった世帯 / ⑧中国残留邦人等世帯

（2）優先入居の方法

①倍率優遇方式

優先入居の取扱いを行う世帯の抽選における当選率を、他の一般の入居申込者より有利に取扱う方式

②戸数枠設定方式

募集を行う公営住宅の住戸の中に、優先入居の取扱いを行う世帯の戸数枠を設ける方式

③ポイント方式

住宅困窮度合の指標となる居住水準、家賃負担等の各項目について点数で評価し、合計点数の高い世帯から入居者を決定する方式。（障害者世帯同士や子育て世帯同士等であっても、障害者程度区分や子の年齢等に応じて点数に差を設けるなどの取扱いが考えられる。）